

令和7年4月22日

基礎的電気通信役務支援機関
TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）制度に係る 修正合算番号単価及び修正番号単価の公表について

一般社団法人電気通信事業者協会（会長：高橋 誠）は、令和7年4月21日開催の支援業務諮問委員会（委員長 岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部教授）の答申を受けて、本日、電話のユニバーサルサービスに係る修正合算番号単価及び修正番号単価を下記のとおり算定したのでお知らせします。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価の算定

電話のユニバーサルサービス制度に係る第一種負担金の額の算定に用いる合算番号単価及び番号単価は、総務省告示第429号（平成18年7月31日。以下「番号告示」という。）により、毎年9月に次年度の番号単価を算定し、翌年の4月に電気通信番号の総数の増減を勘案して修正することとなっています。

今回、番号告示に基づき修正番号単価を算定した結果、最終算定月が令和8年3月と予測されたことから、同告示第3条第2項の規定により合算番号単価を修正するものです。

（参考）

- 1 最終算定月とは、当該年度に補填すべき金額を徴収額を超える月をいう。
- 2 合算番号単価は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則及び番号告示に基づき、原則として、
 - ・1月番号分（4月支払分）から6月番号分（9月支払分）までは、毎年度認可する第一種交付金の額等の認可の前提として毎年9月に算定。
 - ・7月番号分（10月支払分）から最終算定月番号分（通常は12月番号分（3月支払分））までは、毎年4月に算定。
- 3 毎年9月の算定は次年度の合算番号単価を定める基本的な算定であるのに対し、毎年4月の算定は当該年度における第一種負担金の徴収を調整するための算定であって、合算番号単価は、毎年9月の算定で年度分を確定することを基本として運用している。
- 4 番号単価は原則として算定対象年度の4月に修正するものとされており、最終算定月が算定対象年度の9月以前又は3月以降となると見込まれるときにあっては修正合算番号単価を用いるとされている。（番号告示 第3条第2項）。

2 今回算定した修正合算番号単価及び修正番号単価

(1) 修正合算番号単価

1 電話番号あたり「3円／月」に修正（現在は2円／月）

(2) 修正番号単価

NTT東日本 1.80347094円
（現行 1.20325396円）

NTT西日本 1.19652906円
（現行 0.79674604円）

3 修正合算番号単価及び修正番号単価の適用時期

令和7年7月から12月までの算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額の算定に適用。

ホームページ <https://www.tca.or.jp/universalservice/> でご案内しています。
また、<https://www.tca.or.jp/> からご覧いただくことができます。

以上

修正合算番号単価の算定

(1) R7. 7～12月の間の要徴収負担金額の算出 (A-B-C=D)

A 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 6,367,363,695円 + ●支援機関事務費 50,144,947円 = 合計 6,417,508,642円	B 前年度過不足額 ▲729,397,526円	C R7.1～6月(算定月)間の徴収予定額 ①R7.1月分 493,686,090円 ②R7.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 2,463,975,042円 (2円×1,231,987,521番号)	D R7.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,189,245,036円
--	-----------------------------------	--	--

(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 (D÷E=F)

D R7.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,189,245,036円		F 修正合算番号単価 2.85…円
E 修正番号単価の適用を開始する7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 1,469,657,119番号	=	
		↓ 3円 ※

※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、整数未満を四捨五入とした

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R7.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東-B東-C東=D東)

A東 徴収すべき 第一種負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 R7.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 R7.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 3,830,777,793円 + ●支援機関事務費 30,168,553円 = - 合計 3,860,946,346円	▲436,856,284円	①R7.1月分 297,014,870円 ②R7.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,482,393,863円 (1.20325396円 ×1,231,987,521番号)	2,518,393,897円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R7.7~12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。(F×D東÷D=NTT東日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	D東 R7.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	D (D東+D西) R7.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円	2,518,393,897円	4,189,245,036円

= 1. 80347094 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R7. 7～12月の間で徴収すべき額を算出 (A西－B西－C西＝D西)

A西 徴収すべき 第一種負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R7.1～6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R7.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,536,585,902円 + ●支援機関事務費 19,976,394円 = - 合計 2,556,562,296円	▲292,541,242円	① R7.1月分 196,671,220円 ② R7.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 981,581,179円 (0.79674604円 × 1,231,987,521番号)	1,670,851,139円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R7. 7～12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。(F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 修正合算 番号単価	D西 R7.7～12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	D (D東+D西) R7.7～12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円	1,670,851,139円	4,189,245,036円

= 1. 19652906 円